

# 後 期高齢者医療保険

## ◆ 後期高齢者医療保険の皆さんへお知らせです

● 平成22・23年度の保険料率が決定しました

熊本県後期高齢者医療広域連合では、2年ごとに後期高齢者医療保険料の見直しを行います。

平成22・23年度については、次のように決まりましたので、お知らせします。

▼ 平成22・23年度の後期高齢者医療保険料

○ 均等割額（年額）

47,000円

○ 所得割率

9・03割

1人当たりの保険料額（年額）は、均等割額＋所得割額（基礎控除後の総所得金額×9・03割）になります。

※年額50万円が上限になります。

● 平成22年度の保険料についても軽減があります

平成22年度も、保険料の軽減は続きます。

▼ 所得が低い人の軽減

○ 「均等割額」の軽減（被保険者と世帯主の総所得金額で計算）

◎ 9割軽減

基礎控除（33万円）を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得がない場合）

◎ 8・5割軽減

基礎控除（33万円）を超えない世帯

◎ 5割軽減

基礎控除（33万円）＋24・5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）を超えない世帯

◎ 2割軽減

基礎控除（33万円）＋35万円×世帯の被保険者数を超えない世帯

○ 「所得割額」の軽減（被保険者の総所得金額で計算）

◎ 5割軽減

基礎控除の総所得金額が58万円以下の人

▼ 職場の健康保険などの被扶養者の人の軽減

均等割額が9割軽減され、所得

割額はかかりません。

▼ 保険料額の例

・例①

均等割の軽減9割で、所得割なしの場合

年額 4,700円

・例②

均等割の軽減8・5割で、所得割なしの場合

年額 7,000円

● 保険料の支払い方法は、特別徴収・普通徴収の2種類

○ 特別徴収（年金からの天引き）の人

平成22年4月から、特別徴収で支払います。

平成20年中の所得をもとに計算された仮徴収額となります。

平成22年度の確定保険料は、平成21年中の所得確定後の7月以降決まります。

○ 普通徴収（納付書や口座振替）の人

平成22年7月から、普通徴収でお支払いいただきます。

平成21年中の所得確定後の確定保険料になります。

※75歳で後期高齢者医療の被保険

者になってしばらくは、普通徴収になります。その後、特別徴収に変わります。

なお、特別徴収で支払う人は、申し出により、口座振替への支払方法に変更ができます。

ただし、確実な納付が見込めない人は、変更できない場合があります。

※後期高齢者医療の保険料を、配偶者や子どもの口座からの振替にした場合は、支払った人の社会保険料控除とすることができます。

● 保険料の滞納に伴う被保険者証の交付について

毎年8月に、後期高齢者医療被保険者証の交付を行います。前年度以前の保険料が未納である人については、短期証の交付となります。

● 保険料の滞納に伴う被保険者証の交付について

町で実施する健診（血液検査など）は、自己負担800円で受けることができます。また、同時にがん検診（自己負担あり）も実施していますので、自身の健康を維持するために1年に1度は、進んで健診を受けましょう。

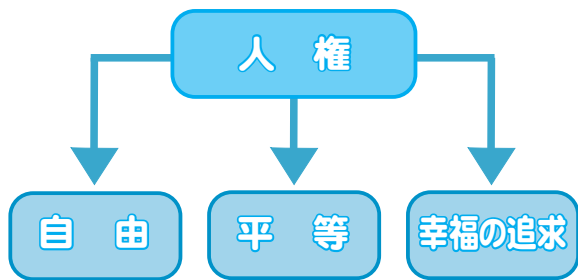
# 人権

▶ Human Rights

● 人権ってなんだろう？  
人は誰でも自分らしく、幸せに生活するという基本的な権利を、生まれながらに持っています。この権利を「人権」といいます。  
しかし、「人権」というと、「難しい・堅苦しい」とか、「自分には関係ない」と考えてしまうなど、普段の生活からかけ離れた「非日常的なこと」と受け止められる傾向があります。しかし、人権問題

## ◆ 自分らしく生きるために シリーズ①

は、私たちの日常生活の場である家庭や地域、職場などのあらゆるところに存在しています。  
私たちは、知らず知らずのうちに他人を傷つけてしまっていることもあります。一人ひとりの人権が大切にされるために一番大切なことは、すべての人がお互いを尊重しながら行動することです。そのためには、一人ひとりが同和問題をはじめさまざまな人権問題について正しく理解するとともに、身近にある人権問題に気付き、自分のこととして考え、行動できる態度を身に付けることが大切です。



- 自由**
  - ・住みたいところを自由に選べる。
  - ・自由に学問や表現ができる、など。
- 平等**
  - ・年齢の違いや障がいのあるなどで差別的な取り扱いをされない、など。
- 幸福の追求**
  - ・私たちは個人として尊重され、名誉、プライバシーを守られる、など。

つまり、人権とは…  
私たちみんなが生まれながらにして持っている、奪われることのない権利

町教育委員会社会教育課 ☎096-234-2447

# 国民健康保険

▶ National Health Insurance

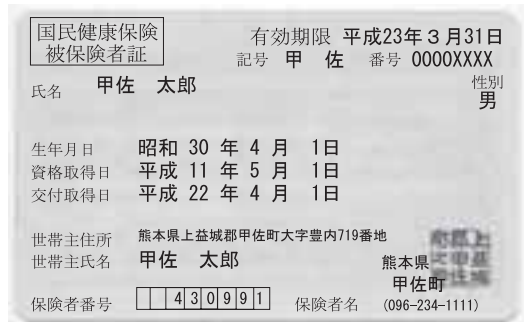
## ◆ 国民健康保険被保険者証の交換はお済みですか？

● 被保険者証の交換がお済みでない人は窓口で交換を！

甲佐町国民健康保険に加入されている人で、平成22年度の被保険者証の交換がまだお済みでない人は、旧被保険者証をお持ちの上、町住民生活課窓口で切り替えを行ってください。

※後期高齢者医療制度に該当する人の被保険者証は、7月に送付します。

## ● 「カード」形式に変わった国保の被保険者証



## ● 被保険者証が「カード」に変わりました

これまで、国保の被保険者証は、加入世帯ごとに1枚交付していましたが、平成22年度からは被保険者1人に1枚のカード形式となりました。被保険者証の交付を受けたり必ず記載内容を確認し、紛失しないよう大切にしてください。  
①住所・氏名など記載内容に誤りがないかご確認ください。  
②カードは台紙からはがし、ケースに入れてご使用ください。  
③被保険者証は身分を証明するも

のようになりますので、紛失しないよう大切にしてください。

## ● 遠隔地被保険者証の手続きについて

被保険者証のカード化に伴い、遠隔地被保険者証の手続きは不要となります。ただし、修学や施設入所などで住民票が甲佐町にない人については、町住民生活課への届け出が必要です。  
▼届け出に必要なもの  
・印かん  
・4月1日以降に発行された在学証明書または在園証明書

町住民生活課 ☎096-234-1111(内線108)